

接続料と利用者料金との関係について

<目 次>

| | | |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 概要 | 1 |
| 2 | 利用者向け料金と接続料金水準の比較 東日本・西日本 | 7 |

接続料と利用者料金との関係について

1 経緯

- 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、小売料金はコストに適正利潤を加えたものになることから、接続料の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金の関係に関する検証(以下「スタックテスト」という。)を行っている。
- 具体的には、
 - ① 毎年度、加入電話基本料、公衆電話、フレッツサービスといった大括りの区分毎に接続料と利用者料金との関係をNTT東西が検証・公表するとともに、
 - ② 優先順位の高いサービス(市場が形成途上で、熾烈な価格競争が行われており、市場シェアの大幅な変動の可能性があるもの。具体的には、データ系のサービスのうち、特にインターネット関連サービス)については、行政当局が、接続料を認可する際、サービス毎、品目毎、速度毎(以下「サービスメニューごと」という。)に、接続料と利用者料金との関係について妥当性を検証し、情報通信行政・郵政行政審議会に報告するという運用を行っている。
- このスタックテストの見直しについて、平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(情審通第34号)を受けて、総務省は、同年7月に「接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定した。
- なお、同ガイドラインにおいては、接続料と利用者料金との関係が必ずしも固定的なものではないため、スタックテスト上の基準が満たされない場合、直ちに接続料が不当であると判断することは適当ではなく、当該接続料を設定した事業者に対し、当該接続料が妥当であるにもかかわらずスタックテスト上の基準が満たされなかったことについて説明を求め、当該事業者から合理的な論拠が提示された場合には、当該接続料を妥当と判断するとされている。

2 ガイドラインに基づく検証の実施方法

(1) 接続料を設定する事業者が実施するスタックテスト

ア 検証時期

毎事業年度の実績原価方式により算定される接続料の認可申請時及び接続会計の公表時。

イ 検証区分

- | |
|---|
| ①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③公衆電話、④番号案内、 ⑤Bフレッツ、⑥フレッツADSL、⑦フレッツISDN、⑧フレッツ光ネクスト、 ⑨フレッツ光ライト※、⑩ひかり電話、⑪ビジネスイーサワイド |
|---|

※ NTT東西が平成23年度にフレッツ光ライトの提供を開始したことを踏まえ、総務省は平成24年7月にガイドラインを改正し、検証区分に追加。

ウ 検証方法

検証区分ごとに、利用者料金収入と接続料収入との差分(営業費相当分)が営業費の基準値(利用者料金収入の20%)を下回らないものであるか否かを検証する。

(2) 総務省が実施するスタックテスト

ア 検証時期

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時② 対象となるサービスに係る接続料の認可時(上記①の認可時を除く。) |
|---|

イ 検証区分及び対象範囲

検証区分は、個々のサービスメニューごととし、その対象範囲は、次のサービスのうち市場が拡大傾向にあるものを基本として、総務省が毎年度決定する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス② 接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス③ 将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービス |
|--|

ウ 検証方法

営業費はサービスメニューごとに均等に生じるものではないことから、営業費相当分と営業費の基準値との関係の検証は、サービスブランド※を単位として実施。

ただし、接続料は基本的にサービスメニューごとに異なることから、併せて、利用者料金が接続料を上回っているか否かについてサービスメニュー単位で検証。なお、本検証における営業費の基準値は、上記(1)ウと同様、利用者料金収入の20%。

※ 接続料設定事業者により同種のサービスとして位置づけられているサービスメニューの集合をいう。

3 検証結果

○ 今回の検証においては、ガイドラインに基づき、「フレッツ光ネクスト」、「Bフレッツ」、「フレッツ光ライト」、「ひかり電話」及び「ビジネスイーサイド」について、NTT東西に対して、それぞれ検証に必要な資料の提出を求めた。

○ 以上を踏まえた検証結果は以下のとおりである。

NTT東日本

| サービスブランド | サービスメニュー | 1)利用者料金との比較 | 2)基準値の検証 | |
|-----------|--------------------------|-------------------------|----------|---|
| フレッツ光ネクスト | ファミリータイプ | ○ | ○ | |
| | ビジネスタイプ | ○ | | |
| | マンションタイプ (1G-MC 使用) | ミニ | | ○ |
| | | プラン1 | | ○ |
| | | プラン2 | | ○ |
| | マンションタイプ (GE-PON 使用) | ミニ | | ○ |
| | | プラン1 | | ○ |
| プラン2 | | ○ | | |
| フレッツ光ライト | ファミリータイプ | ○ | ○ | |
| | マンションタイプ | ○ | | |
| Bフレッツ | マンションタイプ (1G-MC 使用) | プラン2ハイパー | ○ | ○ |
| | | マンションタイプ (GE-PON 使用) | ミニハイパー | |
| | | プラン1ハイパー | ○ | |
| | | プラン2ハイパー | ○ | |
| | マンションタイプ (100M-MC 使用) | ミニ | ○ | |
| | | プラン1 | ○ | |
| | | プラン2 | ○ | |
| ひかり電話 | | ○ | ○ | |

| サービスブランド | 利用形態 | 1)利用者料金との比較 | 2)基準値の検証 |
|------------|--------------|-------------|----------|
| ビジネスイーサワイド | MA設備まで利用する場合 | ○ | ○ |
| | 県内設備まで利用する場合 | ○ | |

NTT西日本

| サービスブランド | サービスメニュー | 1)利用者料金との比較 | 2)基準値の検証 | |
|-------------|-------------------------|-------------|----------|---|
| フレッツ光ネクスト | ファミリータイプ | ○ | ○ | |
| | ビジネスタイプ | ○ | | |
| | マンションタイプ (1G-MC 使用) | ミニ | | ○ |
| | | プラン1 | | ○ |
| | | プラン2 | | ○ |
| | マンションタイプ (GE-PON 使用) | ミニ | | ○ |
| | | プラン1 | | ○ |
| プラン2 | | ○ | | |
| フレッツ光ライト | ファミリータイプ | ○ | ○ | |
| | マンションタイプ | ○ | | |
| フレッツ・光プレミアム | マンションタイプ (光配線方式) | プラン1 | ○ | ○ |
| | | プラン2 | ○ | |

| | | | | |
|-------|----------------------|------|---|---|
| | マンションタイプ (VDSL方式) | プラン1 | ○ | |
| | | プラン2 | ○ | |
| | マンションタイプミニ | | ○ | |
| ひかり電話 | | | ○ | ○ |
| Bフレッツ | マンションタイプ | プラン1 | ○ | ○ |
| | | プラン2 | ○ | |

| サービスブランド | 利用形態 | 1)利用者料金との比較 | 2)基準値の検証 |
|------------|--------------|-------------|----------|
| ビジネスイーサワイド | MA設備まで利用する場合 | ○ | ○ |
| | 県内設備まで利用する場合 | ○ | |

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの、×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

(検証結果に対する総務省の考え方)

■ フレッツ光ネクスト

営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、全てのサービスメニューにおいて、利用者料金が接続料を上回っており、接続料が不適正であるとは認められない。

■ フレッツ光ライト

営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、全てのサービスメニューにおいて、利用者料金が接続料を上回っており、接続料が不適正であるとは認められない。

■ Bフレッツ

営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、全てのサービスメニューにおいて、利用者料金が接続料を上回っており、接続料が不適正であるとは認められない。

■ ひかり電話

営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、全てのサービスメニューにおいて、利用者料金が接続料を上回っており、接続料が不適正であるとは認められない

■ ビジネスイーサワイド

営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、いずれの利用形態においても、利用者料金が接続料を上回っており、接続料が不適正であるとは認められない。※

※ ビジネスイーサワイドについては、NTT東西が提供する「ビジネスイーサワイド」が、CUGタイプの利用者料金のみを設定しておりPVCタイプの利用者料金を設定していないことから、検証の対象とする接続料については、PVCタイプの接続料を算定した際の考え方及び手順に基づきCUGタイプの接続料相当額を計算し、当該料金とCUGタイプの利用者料金の関係を検証することとしている。これにより、PVCタイプの接続料算定の考え方及び手順の適正性が検証可能である。

また、CUGタイプの利用者料金はMA内料金が1Gb/sごとの設定となっており、また、事業者ごとのバルク型料金も採用していないなど、接続料とは料金設定の単位や対象に違いがあることから、利用形態ごとの利用者料金と接続料を比較することとしている。具体的には、①MA設備まで利用する場合と、②県内設備まで利用する場合の1回線あたりの平均的な利用者料金と接続料相当額を計算し、これらを比較することで検証することとしている。

これらの検証を行った結果、上記の検証の基準を満たすものと判断されれば、PVCタイプの接続料についても、適正なものと判断されるところの考えに基づき判断している。

【NTT東日本が実施するもの】

平成23年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較

(単位:億円)

| サービス | ①利用者 料金収入 | ②接続料金 相当 | ③差分 (①-②) |
|---------------------|--------------|-------------|--------------|
| 加入電話・ISDN 基本料 | 3,978 | 2,615 | 1,363 |
| 加入電話・ISDN 通話料 | 486 | 256 | 230 |
| 公衆電話(デジタル公衆を含む) | 20 | 73 | ▲ 53 |
| 番 号 案 内 | 32 | 40 | ▲ 8 |
| B フ レ ッ ツ | 2,278 | 739 | 1,539 |
| フ レ ッ ツ A D S L | 439 | 104 | 335 |
| フ レ ッ ツ I S D N | 25 | 9 | 16 |
| フ レ ッ ツ 光 ネ ク ス ト | 1,540 | 564 | 976 |
| フ レ ッ ツ 光 ラ イ ト | 38 | 23 | 15 |
| ひ か り 電 話 | 1,109 | 387 | 722 |
| ビ ジ ネ ス イ ー サ ワ イ ド | 109 | 60 | 49 |

(注1) 接続料金相当は、各サービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請した接続料金を乗じて算定しております

(注2) 加入電話・ISDN 基本料の接続料金相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の580億円は含んでいません。

【NTT西日本が実施するもの】

平成23年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較

(単位:億円)

| サービス | ①利用者 料金収入 | ②接続料金 相当 | ③差分 (①-②) |
|---------------------|--------------|-------------|--------------|
| 加入電話・ISDN 基本料 | 3,984 | 2,732 | 1,252 |
| 加入電話・ISDN 通話料 | 429 | 232 | 197 |
| 公衆電話(デジタル公衆を含む) | 20 | 75 | ▲ 55 |
| 番 号 案 内 | 35 | 39 | ▲ 4 |
| B フ レ ッ ツ | 2,031 | 743 | 1,288 |
| フ レ ッ ツ A D S L | 428 | 102 | 326 |
| フ レ ッ ツ I S D N | 28 | 10 | 18 |
| フ レ ッ ツ 光 ネ ク ス ト | 966 | 404 | 562 |
| フ レ ッ ツ 光 ラ イ ト | 0 | 1 | ▲ 1 |
| ひ か り 電 話 | 982 | 356 | 626 |
| ビ ジ ネ ス イ ー サ ワ イ ド | 56 | 43 | 13 |

(注1) 接続料金相当は、各サービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請した接続料金を乗じて算定しております

(注2) 加入電話・ISDN 基本料の接続料金相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の511億円は含んでいません。